ニ　保安基準第17条第３項の規定が適用される自動車以外の圧縮水素ガス燃料乗用自動車のガス容器及び容器附属品は、別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.5.4.に定める基準に適合するものであること。

ホ　座席の地上面からの高さが700㎜以下の圧縮水素ガス燃料乗用自動車（乗車定員10人以上のもの及びその形状が乗車定員10人以上のものの形状に類するものを除く。）は、別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.5.5.に定める基準に適合するものであること。この場合において「3.5.5.1.及び3.5.5.2.の方法」とあるのは「世界統一技術規則第13号の技術的な要件（同規則の規則6.1.1.及び6.1.2.に限る。）に定める方法」と「3.5.5.3.の基準」とあるのは「世界統一技術規則第13号の技術的な要件（同規則の規則5.2.2.に限る。）に定める基準」と読み替えるものとする。

第11十条第四項を次のように改める。

4　ガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第17条第３項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。

一　圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上のもの、車両総重量が2.8ｔを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）にあっては、別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.に定める方法により試験を行った結果、世界統一技術規則第13号の技術的な要件（同規則の規則5.2.2.に限る。）に定める基準に適合するものであること。この場合において、同別添3.1.3.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、５分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流において、ガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突60分後に測定する。」とあり、及び同別添3.2.4.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流失又は滴下する燃料の量を、５分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突60分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は世界統一技術規則第13号の技術的な要件（同規則の規則6.1.1.及び6.1.2.に限る。）に定める方法とする。」と読み替えるものとする。

二　圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上のもの及びその形状が乗車定員10人以上のものの形状に類するもの、車両総重量2.5ｔを超えるもの及びその形状が車両総重量2.5ｔを超えるものの形状に類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、協定規則第94号の技術的な要件（同規則第２改訂版補足第４改訂版附則３の規則1.、3.及び4.に限る。）に定める方法及び世界統一技術規則第13号の技術的な要件（同規則の規則6.1.1.及び6.1.2.に限る。）に定める方法により試験を行った結果、世界統一技術規則第13号の技術的な要件（同規則の規則5.2.2.に限る。）の基準に適合するものであること。

三　前２号に掲げる自動車以外の圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上のもの、車両総重量が2.8ｔを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）にあっては、別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に定める基準とする。

第11十1条第1項中「型式の指定等を行う場合以外の場合」を「法第75条第３項の規定による判定を行う場合及び法第75条の２第３項の規定による判定を行う場合以外の場合（以下「型式の指定等を行う場合以外の場合」という。）」に、「協定規則第10号第４改訂版補足第２改訂版6.及び7.」を「協定規則第10号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則6.及び7.に限る。）」に、「協定規則第10号第４改訂版補足第２改訂版9.3.」を「協定規則第10号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則9.3.に限る。）」に改め、同条第11項中「協定規則第10号第４改訂版補足第２改訂版6.及び7.」を「協定規則第10号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則6.及び7.に限る。）」に、「協定規則第10号第４改訂版補足第２改訂版9.3.」を「協定規則第10号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則9.3.に限る。）」に改め、同条第四項第11号中「同規則第２改訂版補足第３改訂版」を「同規則第２改訂版補足第４改訂版」に改め、同項第11号中「同規則第３改訂版補足第２改訂版の規則5.3.6.」を「同規則第３改訂版補足第３改訂版の規則5.3.7.」に改める。

第11十1条第九項中「同規則第２改訂版補足第３改訂版」を「同規則第２改訂版補足第４改訂版」に改め、同条第十項中「同規則第３改訂版補足第２改訂版の規則5.（5.3.6.」を「同規則第３改訂版補足第３改訂版の規則5.（5.3.7.」に改める。

第11十条第1項中「協定規則第16号第６改訂版補足第３改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.」を「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第４改訂版の規則8.1.2.１.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）」に、同条第四項中「同規則第６改訂版補足第３改訂版」を「同規則第６改訂版補足第４改訂版」に、同条第六項中「協定規則第16号第６改訂版補足第３改訂版の規則8.4.（8.4.1.1.を除く。）」を「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第４改訂版の規則8.4.（8.4.1.1.を除く。）に限る。）」に改める。

第九十条第11項第1号及び第11号中「第168条の表１の識別対象装置欄に掲げる装置」を「手動操作装置」に改める。

第九十11条第11項第1号中「同規則第11改訂版補足第９改訂版」を「同規則第11改訂版補足第10改訂版」に改め、「この場合において」の下に「、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第10改訂版附則13に限る。）に適合するものに限る。）並びに走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置（協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第10改訂版附則21に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとするとともに」を加え、同項第11号イを次のように改める。

イ　前号の基準に適合すること。

第九十11条第11項第1号ロ後段を削り、同条第11項を次のように改める。

3　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（次項から第６項までの自動車を除く。）には、協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第15改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第15改訂版附則６に限る。）に適合するものに限る。）、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置（協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第15改訂版附則９Ａに限る。）に適合するものに限る。）及び緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置（協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第15改訂版附則９Ｂに限る。）に適合するものに限る。）を備えることとするとともに、次に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第15改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合するものとする。

第九十11条第六項第1号中「同規則第11改訂版補足第９改訂版」を「同規則第11改訂版補足第10改訂版」に改め、「この場合において」の下に「、車両総重量が3.5ｔを超えるものにあっては」を加え、同項第11号ホ中「ただし、最高速度が60㎞／ｈを超える牽引自動車に牽引される被牽引自動車にあっては、60とする。」を削る。

第九十11条の11第11項中「同規則第11改訂版補足第９改訂版」を「同規則第11改訂版補足第10改訂版」に改め、同条第11項中「別添12「乗用車の制動装置の技術基準」別紙１の2.1.2.の規定」を「協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第15改訂版附則３の規則2.1.2.に限る。）」に改める。

第九十四条第11項第1号中「同規則第11改訂版補足第９改訂版」を「同規則第11改訂版補足第10改訂版」に改め、同項第11号中「同項」を「第93条第５項」に改める。

第九十八条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第２号から第14号までの規定は、圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には適用しない。